

## 公衆浴場における水質分析 公衆浴場における衛生管理要領に基づく水質検査

公衆浴場で使用する水に関しては、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日 生衛発第1811号 厚生省生活衛生局長通達)において、水質基準及び公衆浴場営業者が講ずべき措置の基準が定められています。

また、本通達においては、旅館業における衛生管理要領についても定められており、旅館業における浴槽水についても公衆浴場に準じた管理が必要となります。

### 公衆浴場とは

- ・ 一般公衆浴場  
温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保険衛生上必要なものとして利用される入浴施設。
- ・ その他の公衆浴場
  - ① 下記に示す温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるもの
    - ・ 保養又は休養のための施設を有するもの
    - ・ スポーツ施設に付帯するもの
    - ・ 工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために使用するもの
  - ② 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの
  - ③ 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの
  - ④ その他のもの

### 水質基準

原水、原湯、上り用湯及び上り用水		浴槽水	
項目	基準値	項目	基準値
1. 色度	5度以下	1. 濁度	5度以下
2. 濁度	2度以下	2. 過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L以下
3. 水素イオン濃度	pH値5.8以上8.6以下	3. 大腸菌群	1個/mL以下
4. 過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L以下	4. レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満
5. 大腸菌群 <sup>※1</sup>	50mL中に検出されないこと	—	—
6. レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満	—	—

※1 グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。

(定義)

- 原水: 原湯の原料とする水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入されるべき冷水をいう。
- 原湯: 浴槽に直接注入されるべき温水をいう。但し、循環ろ過方式等により浴槽水が環流される場合の温水は除く。
- 上り用湯: 上り湯用湯栓(シャワー等を含む)から供給される温水をいう。
- 上り用水: 上り湯用湯栓(シャワー等を含む)から供給される冷水をいう。
- 浴槽水: 浴槽内の湯水をいう。

(備考)

- 旅館業における浴槽水の水質管理においては、浴槽水の水質基準として、更に次の基準を加えることが望ましい。  
アンモニア性窒素: 1mg/L以下

公衆浴場に係る水質検査については、日鉄テクノロジー(株)広畑事業所におまかせ下さい。